

環境委員会

委員一覧（21名）

委員長	長谷川 清	(民主)	加藤 紀文	(自民)	福山 哲郎	(民主)
理事	愛知 治郎	(自民)	山東 昭子	(自民)	加藤 修一	(公明)
理事	小泉 順雄	(自民)	田中 直紀	(自民)	山下 栄一	(公明)
理事	清水 嘉与子	(自民)	日出 英輔	(自民)	渡辺 孝男	(公明)
理事	海野 徹	(民主)	真鍋 賢二	(自民)	岩佐 恵美	(共産)
理事	ツルネン マルティ	(民主)	木俣 佳丈	(民主)	田 英夫	(社民)
	大島 慶久	(自民)	小林 元	(民主)	高橋 紀世子	(みどり)

(16.3.11 現在)

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）及び本院議員提出1件の合計6件であり、そのうち内閣提出5件を可決した。

また、本委員会付託の請願2種類9件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

近年、我が国においてはオオクチバス（通称ブラックバス）といった外来種が、全国に分布し、在来魚を捕食する等の問題が取りざたされている。このような外来種による影響は、在来種を絶滅の危機にさらすおそれがあり、特に生態系、農林水産業、人の生命・身体等に悪影響をもたらす外来種は、侵略的外来種と呼ばれ、生物多様性を脅かす主要因の一つとして国際的にも認識されている。1992年の生物多様性条約に外来種の導入防止、防除等の必要性が盛り込まれて以来、多方面から外来種対策の重要性が指摘され、国内においても早急な法整備が求められている。

こうした情勢の中で提出された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（外来生物被害防止法案）は、本院先議に係るもので、海外から我が国に導入される生物が、我が国の生態系等に係る被害やそのおそれを生じさせている状況にかんがみ、それらの外来生物を「特定外来生物」として政令で指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本院議員提出の外来生物種規制法案と一括して議題とし、特定外来生物の選定基準、外来種の水際規制の重要性、地方公共団体等による防除の実施と財政的支援措置、外来種問題についての国民への教育・普及啓発の重要性等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。外来生物被害防止法案の質疑終局後、日本共産党より生態系への被害防止を目的とし、予防原則の適用等を内容とする修正案が提出され、討

論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、外来生物種規制法案は、審査未了となった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案は、硫酸ピッチの不適正な保管やゴミ固化化燃料関連施設などにおける甚大な事故の発生など、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、その適正な処理を確保するため、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の処理施設における事故時の措置、罰則の強化等を講じようとするものである。委員会においては、岐阜市等における大規模不法投棄事件に対する国の取組方針、硫酸ピッチ問題への国及び地方自治体の対応状況、ゴミ固化化燃料施設の事故防止策等について質疑を行った。質疑終局後、日本共産党より廃棄物処理施設の設置許可に関わる特例に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、廃棄物の船舶からの海洋投入処分を許可制にするとともに、海域における焼却を禁止する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、ロンドン条約96年議定書の締結時期と発効の見通し、廃棄物の海洋投入処分の現状とその削減に向けた今後の取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、工場等の固定発生源からの排出規制措置等を講じようとするものである。委員会においては、排出規制による大気環境の改善効果、法規制と企業の自主的取組の組合せを採用した経緯とその進め方、殺虫剤等の家庭用品におけるVOCの使用実態と消費者保護対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案は、環境と経済が好循環する社会を構築していくためには、環境報告書の作成等による事業者の自主的な環境配慮の取組が極めて重要となっている情勢にかんがみ、環境報告書の普及及び信頼性確保のための措置を講ずるとともに、特定事業者に対してその作成を義務付けること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものである。委員会においては、環境と経済の統合、特定事業者の政令指定要件、事業者による環境配慮活動促進策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月11日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策について小池環境大臣から所信を聴取するとともに、平成16年度環境省予算及び環境保全

経費等の概要について加藤環境副大臣から、公害等調整委員会の業務について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

3月18日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等について質疑を行った。主な質疑は、鳥インフルエンザ問題等に関する環境省の取組状況、米国・ロシアの京都議定書批准への働きかけ、金融のグリーン化への促進方策、茨城県神栖町等における旧軍毒ガス弾による健康被害問題、泡瀬干潟の埋立と希少生物種の保存、中国における旧軍遺棄化学兵器問題への政府の対応、戦争行為による環境影響についての調査の必要性等である。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、平成16年度予算における廃棄物処理施設の整備方針、廃棄物の減量方策と環境省の役割、京都議定書における森林吸収量の算定方法、地球温暖化対策推進大綱見直しに関する環境省の認識、岐阜市における産業廃棄物の不法投棄事件、林野庁による南会津国有林違法伐採事件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年3月11日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について小池環境大臣から所信を聴いた。
- 平成16年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について加藤環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成16年3月18日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小泉顕雄君（自民）、海野徹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）

○平成16年3月24日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管)について小池環境大臣、加藤環境副大臣、市川農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 清水嘉与子君（自民）、小林元君（民主）、山下栄一君（公明）、岩佐恵美君（共産）、高橋紀世子君（みどり）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年4月6日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）について小池環境大臣から趣旨説明を聴き、
外来生物種規制法案（参第10号）について発議者参議院議員小川勝也君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月8日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）

外来生物種規制法案（参第10号）

以上両案について発議者参議院議員谷博之君、同小川勝也君、小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小泉顕雄君（自民）、ツルネンマルティ君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）

○平成16年4月13日（火）（第6回）

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）

外来生物種規制法案（参第10号）

以上両案について参考人放送大学教授岩槻邦男君、財団法人世界自然保護基金ジャパン自然保護室次長草刈秀紀君、社団法人日本動物保護管理協会会长藏内勇夫君及び独立行政法人森林総合研究所鳥獣生態研究室長山田文雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小泉顕雄君（自民）、小林元君（民主）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）、山下栄一君（公明）

○平成16年4月15日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）

外来生物種規制法案（参第10号）

以上両案について発議者参議院議員小川勝也君、小池環境大臣、加藤環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕 谷博之君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、高橋紀世子君（みどり）

（閣法第125号）賛成会派 自民、公明、共産、社民、みどり

反対会派 民主

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について小池環境大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 愛知治郎君（自民）、ツルネンマルティ君（民主）、小林元君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）

(閣法71号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、みどり
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月22日(木)(第9回)

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第119号)
(衆議院送付)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月11日(火)(第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第119号)
(衆議院送付)について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政
府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕 小泉顕雄君(自民)、小林元君(民主)、渡辺孝男君(公明)、岩佐恵美
君(共産)、田英夫君(社民)
(閣法第119号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、みどり
反対会派 なし

○平成16年5月13日(木)(第11回)

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第120号)(衆議院送付)について小池
環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月18日(火)(第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第120号)(衆議院送付)について小池
環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、政府参考
人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事藤村勝君に対し質疑を行った後、可
決した。
〔質疑者〕 愛知治郎君(自民)、小林元君(民主)、渡辺孝男君(公明)、岩佐恵美
君(共産)、田英夫君(社民)、高橋紀世子君(みどり)
(閣法第120号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、みどり
反対会派 なし

○平成16年5月20日(木)(第13回)

- 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(閣法第121号)(衆議院送付)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月25日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（閣法第121号）（衆議院送付）について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕 小泉顕雄君（自民）、ツルネンマルティ君（民主）、山下栄一君（公明）、
岩佐恵美君（共産）、高橋紀世子君（みどり）
（閣法第121号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、みどり
反対会派 なし
欠席会派 社民

○平成16年6月15日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第77号外8件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、硫酸ピッチの不適正な保管や廃棄物の処理施設における甚大な事故の発生など、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、その適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の処理施設における事故時の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、産業廃棄物の不適正処理の事案に対処するため緊急の必要があると認めるとときは、環境大臣は、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができることとする。
- 二、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある指定有害廃棄物（政令で定める見込みの硫酸ピッチ）の不適正な処理を直罰をもって禁止することとするほか、廃棄物の不法投棄や不法焼却の目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰の対象とするなど、不法投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこととする。
- 三、廃棄物の最終処分場の跡地などにおいて土地の形質の変更を行おうとする者に対し、その施行方法等を都道府県知事へ届け出ることを義務付けるなど、廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度を創設することとする。
- 四、ごみ固化化燃料施設など、廃棄物の特定の処理施設において事故が発生し、廃棄物の飛散など生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その施設の設置者に応急措置の実施及び都道府県知事への事故の状況等についての届出義務を課すなど、廃棄物の処理施設における事故時の措置に関する制度を創設することとする。
- 五、廃棄物処理施設の設置手続を円滑に進め、再活用を促進するため、過去に許可を受けた設置された廃棄物処理施設と、その設置の場所、施設の種類、処理能力などの事項が同一の廃棄物処理施設の設置許可の申請については、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととする。
- 六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、循環型社会の構築を目指し、各種リサイクル法の施行状況を踏まえ必要な措置を講ずるとともに、経済的手法も含め、廃棄物の減量化への取組について検討を進めること。
- 二、市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三、廃棄物の不適正処理に対しては、行政処分による厳正な対処が行われるよう、引き続

き、都道府県等に求めるとともに、大規模な不法投棄等に対しては、国として早急かつ的確な対応を都道府県等に対し行うこと。また、岐阜市の事案のように実態がいまだ把握されていない大規模な不法投棄事案があることから、早急に全国調査を実施し、その結果を公表すること。

四、廃棄物処理の実態の把握や不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や環境省地方環境対策調査官の増員、警察等との連携等、その体制の整備に十分努めること。

五、硫酸ピッチの不適正処理の問題に対しては、硫酸ピッチの発生そのものが違法行為であることから、引き続き、関係省庁一体となって対応を進めるとともに、不適正保管などに迅速に対処できるよう、都道府県等への財政的・技術的支援に努めること。

六、廃棄物処理施設において事故が発生した場合には、周辺住民等に対して速やかに情報を提供するよう徹底するとともに、環境影響・健康影響を最小限とするよう努めること。また、RDFについては、ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン等の徹底を図るとともに、必要な措置を講ずること。

七、廃棄物が地下にある土地について指定区域を指定するに当たっては、指定漏れがないよう土地の履歴調査を十分行うよう徹底すること。また、土地の形質の変更により生活環境保全上支障が生じた場合には、被害が拡大しないよう迅速な対応を行うとともに、情報の透明性を確保するよう徹底すること。

八、廃棄物処理施設の設置の許可に関する規制の合理化については、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すこと。

九、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内で可能な限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

十、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大の方策を引き続き検討すること。また、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することができるよう、優良な処理業者の育成を図るとともに、処理業者に関する情報提供のシステムを充実すること。さらに、廃棄物の最終処分場については、残余容量等の実態を迅速かつ正確に把握し、公表すること。

十一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の評価・検討に当たっては、循環型社会形成推進基本法の考え方も踏まえ、廃棄物の排出抑制など様々な論点について十分な検討を行うこと。

右決議する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第119号）

【要旨】

本法律案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、船舶又は海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 二、船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。
- 三、何人も、船舶又は海洋施設において、船舶又は海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととする。
- 四、環境大臣の許可を受けてする海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととする。
- 五、環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、報告を求め、立入検査を行うことができるとしてとする。
- 六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第120号）

【要旨】

本法律案は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するため、揮発性有機化合物排出施設の届出を義務付けるとともに、当該施設に係る排出基準について定めることその他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この法律による排出規制と事業者が自主的に行う排出抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として実施されなければならないこととする。
- 二、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要である施設を、揮発性有機化合物排出施設として指定し、その種類及び規模ごとに揮発性有機化合物の排出濃度基準を定め、当該施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対して排出濃度基準の遵守を義務付けるとともに、遵守義務違反に係る改善命令等の制度を併せて設けることとする。
- 三、揮発性有機化合物排出施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用等の変更等を命ずることができること等とする。
- 四、事業者等に対する揮発性有機化合物の排出の抑制等に係る責務の規定、改善命令等に違反した場合の罰則その他の規定の整備等を行うこととする。
- 五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（閣法第121号）

【要旨】

本法律案は、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、環境報告書の作成等による事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が極めて重要となっていることから、環境報告書の普及及び信頼性の確保のための措置を講じるとともに、特定事業者に対してその作成を義務づけること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業活動に係る環境情報の提供及び利用に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者に対して環境報告書の作成及び公表を義務づけること等により、事業活動における環境配慮が適切になされることを確保することを目的とする。
- 二、国及び地方公共団体が、自らの環境配慮の取組状況を毎年公表すべき旨を規定することとする。
- 三、環境報告書の記載事項等に関しては、幅広く民間の協議会等の意見を聴いて定めるべき旨を規定することとする。
- 四、特定事業者は環境報告書の作成及び公表を行い、また、記載事項等に従った作成がなされているか否かの自己評価の実施、第三者審査を受けること等により、その信頼性を高めるように努めることとする。
- 五、大企業者は、環境報告書の公表その他の環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その情報の信頼性を高めるように努めることとする。
- 六、国は、中小企業者に対して、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等を行うこととする。
- 七、環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供するなど所要の措置を講ずることとする。
- 八、この法律は、平成17年4月1日から施行する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）（先議）

【要旨】

本法律案は、海外から我が国に導入される外来生物であって、我が国の在来生物と性質が異なることにより、我が国の生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る深刻な被害や、そのおそれを感じさせているものを特定外来生物として指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることする。
- 二、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いは、学術研究等の目的で特定外来生物の飼養等をすることについて主務大臣の許可を受けた場合を除き、禁

止することとする。

三、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこととする。また、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の者は、その行う防除について主務大臣の確認又は認定を受けることができるのこととする。さらに、これらの防除については、本法等の規制の特例を認めることとする。

四、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある未判定外来生物の輸入をしようとする者は、あらかじめ主務大臣に届け出て、当該被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないこととする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

②審査未了となった議案

外来生物種規制法案（参第10号）

【要旨】

本法律案は、国内生物種台帳を整備し、侵略的外来種については「特別特定外来生物種」と「特定外来生物種」に分けて環境省令で指定し、輸入や飼養等の規制を行い、また、未知の外来種については輸入に当たりリスク評価を行う等の措置を講じようとするものである。